

○学校法人福岡大学外部評価委員会規程

平成26年1月8日

制定

平成26年2月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学自己点検・評価規程(以下「規程」という。)第3条第6項の規定に基づき、学校法人福岡大学外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 外部評価委員会は、人格識見が高く、かつ、学校法人福岡大学(以下「本法人」という。)の振興及び発展に関心と理解のある次の者をもって構成する。

- (1) 他大学の関係者 若干人
- (2) その他学外の有識者 若干人

2 委員は、専務理事が規程第3条第1項第1号に規定する自己点検・評価推進会議の意見を聴いて選任し、委嘱する。

3 第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 外部評価委員会に委員長を置く。

5 委員長は、委員のうちから専務理事が指名する。

6 委員長は、外部評価委員会を代表し、その業務を統括する。

7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集)

第3条 外部評価委員会は、専務理事が招集を請求し、委員長が招集する。

(審議事項)

第4条 外部評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価活動の評価に関する事項
- (2) 自己点検・評価活動その他本法人の設置する学校の諸活動に対する提言及び助言に関する事項
- (3) その他専務理事が必要と認める事項

2 外部評価委員会は、前項各号の審議の結果を専務理事に報告するものとする。

(結果の通達)

第5条 専務理事は、外部評価委員会から前条第2項の報告を受けたときは、その結果を自

己点検・評価推進会議に通達するものとする。

- 2 自己点検・評価推進会議は、前項の通達の内容を確認し、自己点検・評価活動その他本法人の設置する学校の諸活動について改善等を要すると判断したときは、学内の各組織又は事務部に指導又は勧告を行うものとする。
- 3 前項の指導又は勧告を受けた組織又は事務部の長は、必要な措置を講じなければならない。

(所管課)

第6条 外部評価委員会に関する事務は、企画課において統括し、審議内容等に応じて事務局長が指定する部課(室)と連携して処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。